

OTCA

概要

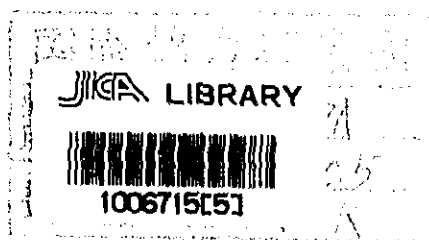
1972



海外技術協力事業団

目 次

I 設立の経緯とその歩み	1
II 機構	4
III 予算	9
IV 業務	10
(1) 研修員受入事業	10
(2) 専門家派遣事業	11
(3) 海外技術協力センター事業	12
(4) 開発調査事業	13
(5) 医療協力事業	14
(6) 農業協力事業	14
(7) 開発技術協力（一次産品開発）事業	14
(8) その他協力事業（理科教育，機材供与ほか）	15
(9) 日本青年海外協力隊事業	16
(10) 関連事業（企画調査，広報，情報管理等）	16
（付） ① 海外技術協力事業団法	18
② 役員名簿	30
③ 受入研修員に関する諸経費一覧	31
④ 派遣専門家の給与等一覧	32
⑤ 国内センター施設概要	34
⑥ 海外事務所一覧	35
⑦ 賛助会員名簿	36



国際協力事業団		
受入 月日	87.6.25	R000
登録 No.	08719	36 KA

Ⅰ．設立の経緯とその歩み

海外技術協力事業団（OTCA）は、昭和37年6月30日に、「海外技術協力事業団法」（付1参照）にもとづき、設立された外務省所管の特殊法人である。

当時は昭和29年にわが国がコロンボ・プラン^(注)に加盟したのを契機に始められた政府ベースの技術協力がようやく軌道にのりつつあったが、業務の実施は、「アジア協会」「ラテンアメリカ協会」「国際建設技術協会」「メコン河総合開発調査会」などの各種団体に分掌委託されていた。

このように多元化された体制のもとで政府が関与する協力事業が行なわれることは、業務遂行上非能率であるばかりか、国家財政の見地から見ても、不経済であり、かつまたわが国の対外経済協力強化が国際的な要望となり、国内的にも外交上、経済政策上の主要な施策として認識されるにしたがい、開発途上国に対する技術協力を総合的かつ効率的に実施する体制の確立が官民各界から強く要望されるようになった。

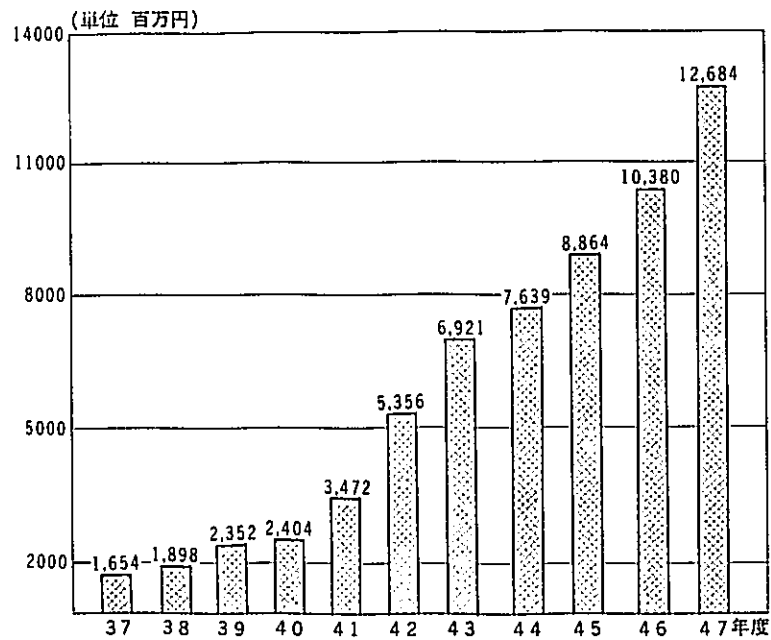
このような情勢から対外経済協力審議会は、第2回の会合において新機関設立の問題をとりあげ、また、政府、自民党においてもこの問題を検討した結果、第40国会に「海外技術協力事業団法」を上程することとなり、同法案は可決され事業団は設立された。事業団の設立にともない「アジア協会」「メコン河総合開発調査会」は解散され、その業務は事業団に引継がれた。またラテンアメリカ協会」「国際建設技術協会」は、その委託業務のみが事業団に引き継がれた。

(注) 1950年コロンボにおける英連邦外相会議において東南アジア諸国に対する経済援助協議委員会が設けられ、同年5月第1回協議委員会をシドニー

で開催。日本は第6回オタワ会議（1954年）で正式に加盟した。

その後、海外技術協力事業団は、わが国経済の高度成長と国際的地位の向上などによって、毎年その予算規模、業務内容、対象地域を拡大して現在にいたっている。

予 算 の 推 移



すなわち事業予算は、当初の1,654,000千円から12,684,154千円へと約7.5倍に増額された。

業務内容は当初の研修員受入、専門家派遣、海外技術協力センター、開発調査の4事業に加え39年に機材供与事業、41年に医療協力事業、理科教育事業、42年に農業協力事業、開発技術協力（一次産品開発）事業が設けられた。

このように業務の拡充が図られるにともない職員定数や附属施設も逐次整備された。すなわち職員数は当初136人であったが、現在では435人に増えている。また国内研修施設も当初の名古屋国際研修センター、内原国際農業研修センター、三崎国際水産研修センターに加え、東京インターナショナルセンター、大阪国際研修センターが設けられた。(付5参照)

海外事務所も当初は、バンコクだけであったが、その後ニューデリー、プノンペン、マニラ、ジャカルタ、シンガポール、サイゴン、ナイロビ、ダッカ、テヘランに開設され業務の推進に大きな役割を果たしている。(付6参照)

ところで1970年代に入り国際情勢は、ますます多様化、複雑化する方向にあって、わが国の開発途上国に対する技術協力も大きな転換期を迎えるにいたった。「対外経済協力審議会―技術援助部会」がさきに政府に提出した答申の中でも「技術協力は、対外開発協力の主要な柱として資金協力一特に無償援助と一体化した型において推進すべきであり、そのためには現在の対外開発協力機構全体の再検討をして、新しい時代の要請に沿うものとすべきである」と指摘されている。

事業団はこのような情勢に対処し、内外の期待に応えられるよう一層の努力をいたす所存である。

Ⅱ．機 構

(1) 役 員

事業団の役員は、会長1人、理事長1人、常勤理事4人、非常勤理事2名および監事2人である。会長、理事長および監事は、外務大臣が任命し、理事は、会長が外務大臣の認可を受けて任命する。

(2) 諮 問 機 関

イ 運営審議会

会長の諮問機関として海外技術協力事業団法に基づく運営審議会が置かれている。運営審議会は、委員15人で組織し、事業団の業務の運営に関する重要事項を審議し、業務の運営につき、会長に対して意見を述べるものである。委員は、事業団の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから外務大臣の認可を受けて、会長が任命することになっており、現在民間有識者および関係各省の事務次官により構成されている。

ロ 顧問および参与

顧問は、事業団の運営方針に関し、参与は、事業団運営の具体的事項に関し会長の諮問に応じまたは意見をのべる。

(3) 業 務 部 門

事業団の業務部門の組織は、総務部、経理部、国内事業部、海外事業部、開発調査部、農業協力部、医療協力部、開発技術協力室、日本青年

海外協力隊事務局および国内研修センター、海外事務所等の附属機関からなり、昭和47年度職員定数は435名である。各部局等の業務分掌は、次のとおりである。

(1) 総務部

業務の総合調整、文書、企画、組織、人事、予算、情報管理、広報、語学研修、職員の福利厚生、内外関係諸機関との連絡に関する業務および他部に属さない業務を取り扱う。

(2) 経理部

収支予算、決算、会計および会計の監査、財産、物品の管理、契約業務を取り扱う。

(3) 国内事業部

来日研修員に対する研修計画の策定およびその実施、オリエンテーション、日本語研修、研修員の福利厚生その他の管理、研修効果のエバリュエーション、アフターケア、国内研修センターの運營業務を取り扱う。

(4) 海外事業部

専門家の派遣、海外技術協力センター、専門家、センター要員の人選、派遣およびその管理、海外技術協力センター、機材供与に関する業務、東南アジア漁業センターに関する業務、国際連合機関の行なう技術協力に対する協力業務を取り扱う。

(5) 開発調査部

開発調査のための実施計画の策定、調査団の派遣、調査、設計等の実施、調査団員の管理に関する業務を取り扱う。

(6) 農業協力部

農業開発のための特別の開発プロジェクトに関し調査、実施設計、

農業専門家の派遣，機材供与等の業務を取り扱う。

(7) 医療協力部

医療専門家の派遣，病院，医療施設の設置運営，必要な機材等の調達，供与に関する業務を取り扱う。

(8) 開発技術協力室

一次産品開発のための調査，協力基地の設定，基地要員派遣による技術的指導，助言，開発に必要な資，機材の供与等の業務を取り扱う。

(9) 日本青年海外協力隊事務局

協力隊に関する実施計画，広報，啓発，隊員の募集，選考，事前研修および派遣，派遣隊員に対する指導，援護，管理，帰国後の隊員に関する業務を取り扱う。

(10) 附属機関

(イ) 国内研修センター

来日研修員の宿泊・研修の管理運営業務を取り扱う。東京インターナショナルセンター，大阪国際研修センター，名古屋国際研修センター，内原国際農業研修センター，三崎国際水産研修センターの各センターがある。(付5参照)

(ロ) 海外事務所

来日研修員，派遣専門家等について現地大使館と協力し，相手国政府との情報交換，及びそれらのフォローアップ，各国の技術協力についての情報蒐集などの業務を取り扱う。現在バンコク(タイ)，ニューデリー(インド)，プノンペン(カンボジア)，マニラ(フィリピン)，ジャカルタ(インドネシア)，ダッカ(バングラディッシュ)，シンガポール，ナイロビ(ケニア)，サイゴン

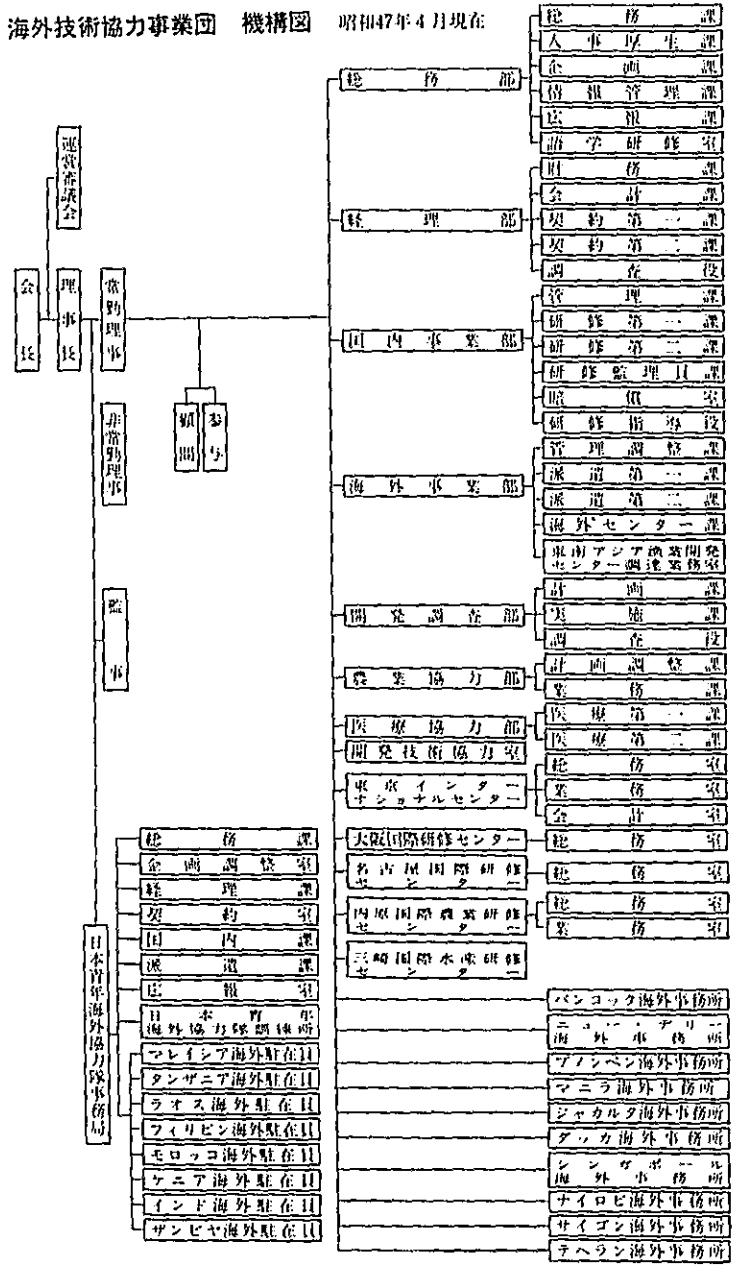
(南ベトナム), テヘラン(イラン)の10ヶ所にれら設けている。

(付6参照)

※現在ダッカ, プノンペン事務所は動乱のため閉鎖中

また, 日本青年海外協力隊は, 派遣先における隊員の管理, 相手国政府等との連絡・調整業務を取扱うため海外駐在員をクアラルンプール(マレーシア), ヱインチャン(ラオス), ダルエスサラーム(タンザニア), マニラ(フィリピン), ラバト(モロッコ), ニューデリー(インド), ナイロビ(ケニア), ムバ(マラウイ), ルサカ(ザンビア)に置いている。

海外技術協力事業団 機構図 昭和47年4月現在



Ⅲ . 子 算

昭和47年度海外技術協力事業団の収入，支出予算は，次のとおりである。

(収 入)

1. 政府委託費	10,378,656千円
2. 政府交付金等	1,414,832
3. 政府出資金等	633,258
4. 国内研修施設運営事業費	227,399
5. 賠償事業費	14,629
6. 東南アジア漁業開発センター協力事業費	15,380

12,684,154

(支 出)

1. 政府委託事業費	10,378,656千円
2. 管理事務費等	1,344,837
3. 出資金等施設整備費	703,253
4. 国内研修施設運営費	227,399
5. 賠償事業費	14,629
6. 東南アジア漁業開発センター協力事業費	15,380

12,684,154

IV. 業 務

事業団は業務の実施にあたって、対外的には監督官庁である外務省を通じ、開発途上諸国政府、国際機関の技術協力機関と連絡を持ち、また、国内的には政府機関、民間関係機関の広範なる協力を得ている。

事業団の業務を大別すれば、一つは研修員の受入、専門家の派遣、農業、医療協力等の委託業務の実施であり、他は業務実施に必要な企画、立案、調査、情報管理、広報等の関連業務である。

(1) 研修員受入事業

この事業は、開発途上国の中級および高級技術者を、その国政府の要請によりわが国に受入れ、技術の研修、新知識の習得あるいは再訓練を行ない、開発途上国の経済的、社会的発展に寄与し、あわせて日本の産業、文化を紹介し、両国の友好親善に役立てることを目的としている。

これらの受入れは、コロンボ計画、中近東・アフリカ技術協力計画、中南米技術協力計画、その他アジア地域等技術協力計画、原子力計画（以上はその費用の全額をわが国が負担する）、国連計画、政府一般要請計画（以上は費用の一部である研修付帯費のみをわが国が負担する）賠償による計画に基づいて行なわれている。研修分野は広範にわたっており、その中で特に、農林水産、一般行政、軽工業、電気通信、建設などの分野が多い。地域的にはわが国との地理的、歴史的、経済的関係の深い、アジア地域が圧倒的に多いが、その他、アフリカ、中近東、中南米地域にもおよんでいる。

研修の方式には、わが国であらかじめ設定した研修プログラムにそっ

て各国から参加希望者をつのる集団研修と各国の独自の要請により研修させる個別研修に分けられるが、昭和47年度においては2,000名の研修員の受入れを計画しており、そのうち集団研修は109コースを実施する予定である。研修員としての資格は、研修コースの内容によって異なるが、各国において経済社会開発の中心となる人びとを対象としているため各国官庁の中堅職員が多い。

受入研修員は、セミナー参加者、視察および見学者、研究者、技術技能研修者等に大別されるが、それぞれ事業団におけるオリエンテーションを受けたのち、事業団の研修機関、政府の試験研究機関、大学、民間の企業、訓練所等の各機関において、研修プログラムに従って研修を行なっている。(研修員の待遇等については付3参照)

事業団自体の研修、宿泊施設としては、さきにのべたように東京インターナショナルセンター、大阪国際研修センター、名古屋国際研修センター、内原国際農業研修センター、(茨城)三崎国際水産研修センター(神奈川)が設けられている。

事業団は、これら研修の計画立案その他研修管理全般の仕事を受けもっており、この研修管理の一環として、研修員に対する日本語教育を実施し、また研修員に対する帰国後のアフターケアも鋭意進めておりその具体的措置としては、帰国研修員との交流、技術相談、我が国技術協力の動向等を記事とした「KENSHU-IN」誌の送付、機材の供与、帰国研修員の同窓会活動への協力を行なっている。

(2) 専門家派遣事業

この事業は、東南アジア、中近東、アフリカ、中南米地域の開発途上国およびE C A F E、東南アジア漁業センター等の国際機関に対し、コ

ロンボ計画，中近東・アフリカ技術協力計画，中南米技術協力計画およびその他アジア地域等技術協力計画に基づき，専門家を派遣し，各国の政府関係機関，試験研究機関，事業所，学校，指導訓練機関等で計画立案，調査研究，指導，普及活動，助言等の業務を行なうものである。その他，相手国政府が経費を負担して招へいする専門家の推せん，給与の補填等の業務および国連への専門家の推せん業務も実施している。派遣専門家を業種別にみると農林水産，電気通信，土木建設，軽工業等の分野が多い。また，地域的にみると，アジア地域が圧倒的に多い。専門家の派遣にあたっては相手国の要請に基づき，関係政府機関等と打ち合わせて，適格者の推せんを依頼するか，あるいは事業団自体において登録している者の中から適任者を選定して決定し，派遣前に現地事情その他のオリエンテーションおよび語学，技術等の研修を十分行なっている。またこれら開発途上国に派遣された専門家が任国において技術協力業務に専念し十分な成果をおさめるよう，派遣中の専門家との連絡を密にし，その指導管理に万全を期するとともに，帰国後のフォローアップにも意を注いでいる。また，事業団と派遣専門家とのコミュニケーションを強化するため，機関誌「エキスパート」を定期的に発行している。（派遣技術者，専門家の待遇については付4参照）

（3） 海外技術協力センター事業

この事業は，相手国政府との間で締結した協定に基づき設置されるもので，わが国からは技術者と機材を送り，相手国側が土地，建物等を提供し，現地に所要の施設を設け，技術の訓練，指示，研究等を行なうものである。

センターは通常，3カ年間の協力期間の後相手国側に引き継がれるこ

とになっているが、この協力期間は延長される場合が多い。なお、これまで設置されたセンターは、いずれも相手国側への引継ぎ後も順調に運営されているが相手国の要請があれば引続きコロンボ計画等により専門家を派遣して協力をしている。

このセンター事業は、昭和32年に開始されたもので、現地において直接多くのび人等を対象とし、かつ、現地の実情にあった方法がとり得る利点があり、そのデモンストレーション効果も大きいという点で極めて有効な技術協力の方式である。

海外技術協力センターは、当初は技術者の訓練を主な目的として設けられたが、その後、研究を目的としたものや、技術の指示を目的としたものなど多様化してきた。そして対象業種としては、小規模工業、農業、漁業、道路建設、繊維工業、水産加工、電気通信等が主なものである。

(4) 開発調査事業

この事業は、開発途上国の経済開発に重要な役割を果す産業基盤等の公共的開発計画に関し、その国政府の要請により調査団を派遣してコンサルティング協力を行なうものである。概括的な現状調査と精度の高いフィジビリティ・サーベィにわたり、また調査対象は1国のみ開発プロジェクトの場合とE C A F Eが推進するメコン河総合開発計画およびアジアハイウェイ計画調査或は広域通信網建設調査のような地域開発プロジェクトの場合もある。また対象分野も農林水産資源、鉱物資源、工業、港湾、道路、鉄道、電源開発、橋梁、都市計画等多岐にわたる。調査結果は、報告書にまとめられて勧告のかたちで日本政府と相手国政府に提出される。

(5) 医療協力事業

この事業は悪疫と疾病に悩む、アジア、アフリカ、中南米地域の開発途上国に対し、医療技術をもって協力をし、これら諸国の保健衛生面の改善に資そうとするものである。従来から医療分野に関する技術協力は研修員の受入れ、専門家の派遣、機材供与等の方式で小規模に実施していたが、昭和41年度に約3億5,000万円の予算が計上されるにおよんで、規模を拡張し、医師、看護婦や医療チームの派遣、病院、医学関係研究所への協力、病院の設立運営などを行なっている。

(6) 農業協力事業

この事業は開発途上国の経済開発における農業の重要性が再確認され、特にアジアの農業についての地域的協力の活発化に伴い、従来から行なってきた研修員受入、専門家派遣等による協力方式に加え、昭和42年度から新たに「農業開発のためのプロジェクト協力」を実施することになった。すなわち、土地基盤の整備と営農技術の改善を目的とする農業開発プロジェクトに対し、当該プロジェクトの調査、計画、実施設計、営農体系の組立てとその普及指導、必要な資金のあっせん等について総合的に、かつ、一貫して協力するものであって、相手国の農業生産の増大と農民所得の向上に寄与しようとするものである。

(7) 開発技術協力（一次産品開発）事業

この事業は、開発途上国の貿易拡大に資する一次産品開発のための技術協力であり、開発金融その他開発輸入事業の仕組とも密接な関連のある事業である。事業の内容は現地に基地を設け、基地要員として農業、

流通経営等の専門家を長期間派遣するとともに展示、試作用の肥料、農機具等を供与して、とうもろこし、ソルガム、油糧種子等の一次産品の栽培技術、施肥等の技術協力を実施するものであり、さらに肥料、生産物の流通機構改善等についての助言、対象一次産品の輸出に関するあっせん、開発資材の購入およびそれに必要な資金の貸付けのあっせん等の業務を行なうものである。

(8) その他の協力事業

(イ) 理科教育等海外協力事業

この事業は、開発途上国に対する教育協力の一環として、それらの国々で特に遅れている理科教育に協力するもので、業務内容は主として中学、高等学校の理科教員の再教育を目的とし、これに必要な教材の供与、専門家の派遣等を行なうものである。従来、研修員としてわが国の教育事情、制度等を視察、研究する者はあったが、わが国よりこれら諸国への専門家の派遣は極めて少数にとどまっていたことでもあり、且つ最近の国際動向から今後ますますこの分野での協力の比重が大きくなりつつある。

(ロ) 機材供与事業

この事業は、開発に必要な機材、設備等の不足に悩む開発途上諸国に研修員受入、専門家派遣、日本青年海外協力隊事業等と関連するものに必要な機材等を贈与し、開発を効率的に推進しようとするもので、各国から「人と物との組合せ」援助として期待されており、供与される機材の種類も農機具、工作機械、漁具、冷凍魚運搬車、電子顕微鏡、電気通信機器など多岐にわたっている。

(ハ) 国連諸機関及び国際機関に対する協力事業

国連諸機関に対する協力業務は、国連の通常技術援助計画および国連開発計画に基づき国連が採用する専門家の推せん業務および国連技術協力に関連する機材をわが国で調達する際のあせせん業務等である。その他国連の経費による研修員の受入事業を行なっている。（研修員受入事業の項参照）

そのほか国際機関より委託を受けてこれに対する専門家推せん業務、資材調達業務を行なっている。

（9） 日本青年海外協力隊事業

この事業は、技術をもったわが国の青年男女を開発途上国に派遣して、相手国の人びとと生活と労働をともにしながら、その国の経済的社会的開発、民生の向上に協力することを目的とするものである。

（10） 関連事業（企画調査、情報管理、広報等）

技術協力事業を効率的に推進するためには、十分な事前の調査研究、事業効果の把握の上に立った策定が必要があり、さらに官、民関係機関の理解と協力が不可欠である。このような観点から事業団は技術協力の実施に関連する企画、調査、情報管理、広報、語学研修等の業務を行なっている。その主なものは次のとおりである。

(1) 技術協力の効果的実施のために対象諸国の経済開発計画、開発プロジェクトの動向、技術水準、そのほか文化的、社会的諸環境を十分に認識把握することはきわめて重要である。この意味から事業団は、常に各関係機関と連絡をとり業種別、地域別の調査研究につとめている。

(2) 技術協力の効果測定、その方法論などむずかしい問題があるが、事業の計画の段階及び進捗中において評価を行ない、事業が効果を発揮

し、現地住民の経済、福祉の向上に寄与するよう調整することに努力している。

(3) 月刊誌「海外技術協力」等各種刊行物、パンフレットの発行、ラジオ、テレビ放送、展覧会、講演会の開催等を行なっているほか、映画等を作成し、広報につとめている。また来日研修員の活動状況や海外で活躍する専門家の状況等の写真を各テレビ、新聞社、雑誌社等に提供し広報に役立てている。

海外広報としては、来日研修員、派遣専門家等の活動状況写真等をコロンボプラン事務局はじめ在外公館に提供したり、又は海外各地で開催される展覧会等に提供している。また、国際機関をはじめ諸外国の図書館、大学に印刷物を送付するなどして広報に役立てている。

(4) 技術協力に必要な各種情報を各方面から入手しこれを整理し、今後の協力実施の参考に資するとともに関係方面への利用に資している。

(5) 事業団は、国民的基盤に立って技術協力事業を推進する立前から広く民間の賛助をおおぐ賛助会員制度を設けている。現在わが国の経済界の中心をなす主要企業が会員に加入しており、会員とは講演会、懇談会の開催、あるいは出版物の配布等を通じ、その鞏帯を強めるとともに各種の協力を得ている。(付7参照)

【付 1】

海外技術協力事業団法

第1章	総	則（第1条～第7条）
第2章	役員及び職員	（第8条～第17条）
第3章	運営審議会	（第18条・第19条）
第4章	業	務（第20条・第21条）
第5章	財務及び会計	（第22条～第30条）
第6章	監	督（第31条～第32条）
第7章	雑	則（第33条～第35条）
第8章	罰	則（第36条～第38条）
	附	則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 海外技術協力事業団は、アジア地域その他の開発途上にある海外の地域（以下「アジア等の地域」という。）に対する条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な業務を効率的に行なうことを目的とする。

(法人格)

第2条 海外技術協力事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

(事務所)

第3条 事業団は、事務所を東京都に置く。

(資本金)

第4条 事業団の資本金は、2億円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3 事業団は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

(登 記)

第5条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第6条 事業団でない者は、海外技術協力事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第7条 民法（明治29年法律第89条）第44条（法人の不法行為能力）および第50条（法人の住所）の規定は、事業団について準用する。

第2章 役員及び職員

(役員)

第8条 事業団に、役員として、会長1人、理事長1人、理事4人以内及び監事2人以内を置く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事4人以内を置くことができる。

(役員職務及び権限)

第9条 会長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、事業団を代表し、会長の定めるところにより、会長を補佐して事業団の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときは、その職務を行なう。

3 理事は、会長の定めるところにより、会長及び理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、事業団の業務を監査する。

(役員任命)

第10条 会長、理事長及び監事は、外務大臣が任命する。

2 理事は、会長が外務大臣の認可を受けて任命する。

(役員任期)

第11条 会長、理事長及び理事の任期は、4年とし、監事の任期は2年とする。

ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格条項)

第12条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

(1) 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員または地方公共団体の長

(2) 政府又は地方公共団体の職員（審議会、協議会等の会員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く。）

（役員解任）

第13条 外務大臣又は会長は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 外務大臣又は会長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のための職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

3 会長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

（役員兼職禁止）

第14条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、または自ら営利事業に従事してはならない。ただし、外務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第15条 事業団と会長または理事長との利益が相反する事項については、会長及び理事長は代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

（職員任命）

第16条 事業団の職員は、会長が任命する。

（役員及び職員の地位）

第17条 事業団の役員及び職員は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第3章 運営審議会

（運営審議会）

第18条 事業団に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、会長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3 運営審議会は、事業団の運営につき、会長に対して意見を述べることができる。

4 運営審議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第19条 委員は、事業団の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、外務大臣の認可を受けて、会長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 第13条第2項及び第3項の規定は、委員について準用する。

第4章 業 務

(業務の範囲)

第20条 事業団は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

(1) 国の委託を受けて、次の業務を行なうこと。

イ アジア等の地域からの技術研修員に対して技術の研修を行なうこと。

ロ アジア等の地域に人員を派遣して技術協力を行なうこと。

ハ アジア等の地域に設置される技術協力センターに必要な人員の派遣、機材設備の調達等その設備及び運営に必要な業務を行なうこと。

ニ アジア等の地域における 公共的な開発計画に関し基礎的調査を行なうこと。

(2) 前号イの技術研修のための施設及び宿泊施設を設置し、及び運営すること。

(3) 前2号の業務に附帯する業務を行なうこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するため、必要な業務を行なうこと。

2 事業団は、前項第4号に掲げる業務を行なおうとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書)

第21条 事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、外務省令で定める。

第5章 財務及び会計

(事業年度)

第22条 事業団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画、資金計画及び収支予算)

第23条 事業団は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を作成し、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第24条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後4月以内に外務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を外務大臣に提出するときはこれに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけないなければならない。

(利益及び損失の処理)

第25条 事業団は毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整

理しなければならない。

- 2 事業団は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理しなければならない。

(短期借入金)

第26条 事業団は、外務大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

- 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、外務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。
- 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、1年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第27条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- (1) 国債その他外務大臣の指定する有価証券の取得
- (2) 資金運用部への預託
- (3) 銀行への貯金または郵便貯金
- (4) 信託業務を営む銀行又は信託への金銭信託

(財産処分等の制限)

第28条 事業団は、外務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第29条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、外務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(外務省令への委任)

第30条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第6章 監 督

(監 督)

第31条 事業団は、外務大臣が監督する。

2 外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第32条 外務大臣は、必要があると認めるときは、事業団に対して業務及び資産の状況に関し報告をさせ、またはその職員に事業団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定による職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提出しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第7章 雑 則

(解 散)

第33条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議等)

第34条 外務大臣は、次の場合には大蔵大臣と協議しなければならない。

(1) 第20条第2項、第21条第1項、第23条、第26条第1項若しくは第2項ただし書又は第28条の規定による認可をしようとするとき。

(2) 第21条第2項、第28条又は第30条の規定により外務省令を定めようとするとき。

(3) 第24条第1項又は第29条の規定による承認をしようとするとき。

(4) 第27条第1項の規定による指定をしようとするとき。

2 外務大臣は、第20条第1項第1号の委託をしようとするときは、あらかじめ当該委託業務の対象となる事業を所管する大臣と協議しなければならない。

(交付金の交付)

第35条 国は、事業団に対し、予算の範囲内で、事業団の業務の運営のために必要な経費の一部に相当する金額を交付することができる。

第8章 罰 則

(罰 則)

第36条 第32条第1項に規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、または同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、3万円以下の罰金に処する。

第37条 次の各号に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、3万円以下の過料に処する。

(1) この法律により外務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

(2) 第5条第1項の政令に違反して登記することを怠ったとき。

(3) 第20条第1項に規定する業務以外の業務を行なったとき。

(4) 第27条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

(5) 第31条第2項の命令に違反したとき。

第38条 第1条の規定に違反した者は、1万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(事業団の設立)

第2条 外務大臣は、事業団の会長、理事長又は監事となるべき者を指定する。

2 前項の規定により指名された会長、理事長又は監事となるべき者は事業団の成立のときにおいて、この法律の規定により、それぞれ会長、理事長又は監事に任命されたものとする。

第3条 外務大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

第4条 設立委員は設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

2 設立委員は、出資金の払込みがあった日において、その事務を附則第2条第1項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

第5条 附則第2条第1項の規定により指定された会長となるべき者は、前条の引き継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第6条 事業団は、設立の登記をすることによって成立する。

(社団法人アジア協会から引継ぎ)

第7条 昭和29年6月30日に設立された社団法人アジア協会（以下この条において「社団法人アジア協会」という。）は、定款で定めるところにより、設立委員に対して、事業団においてその一切の権利及び業務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 設立委員は、前項の規定による申出があったときは、遅滞なく、外務大臣の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があったときは、社団法人アジア協会の一切の権利及び業務は、事業団の設立のときにおいて事業団に承継されるものとし、社団法人アジア協会は、そのときにおいて解散するものとする。この場合においては、他の法令

中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

- 4 事業団は、前項の規定により社団法人アジア協会の権利及び義務を承継した場合において、その資産の価額から負債の価額を控除した残額に相当する金額は、第25条第1項の積立金と区別して、積立てなければならない。
- 5 第3項の規定により社団法人アジア協会が解散した場合における解散の登記については政令で定める。

(非課税)

第8条 附則第7条第3項の規定により事業団が権利を承継する場合において、当該承継に係る少動産の取得については、不動産取得税を課することができない。

(経過規定)

- 第9条 この法律の施行の際既に海外技術協力事業団という名称を利用している者は、この法律の施行後6月以内にその名称を変更しなければならない。
- 2 第6条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には適用しない。

第10条 事業団の最初の事業年度は、第22条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和38年3月31日に終るものとする。

第11条 事業団の最初の事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第23条中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第12条 登録税法(明治29年法律第27号)の一部を次ように改正する。

第19条第7号中「新技術開発事業団」の下に「海外技術協力事業団」を、「新技術開発事業団法」の下に「海外技術協力事業団法」を加え、同条第18号中「日本開発銀行」の下に「海外技術協力事業団」を加え、同条第27号の3の次に次の1号を加える。

27ノ4 海外技術協力事業団 法第20条第1項2第号ノ業
務ノ為ニスル土地、建物又ハ船舶（水産業ノ研修ノ為ニ直接使用スルモノニ
限ル）ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記
（印紙法の一部改正）

第13条 印紙税法（明治32年法律第54号）の一部を次のように改正する。

第5条第9号ノ5ノ2の次に次の1号を加える。

9ノ5ノ3 海外技術協力事業団ノ発スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

第14条 所得税法（昭和22年法律第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第10号中「新技術開発事業団」の下に、「海外技術協力事業団」
を加える。

（法人税法の一部改正）

第15条 法人税法（昭和22年法律第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「新技術開発事業団」の下に、「海外技術協力事業団」を加え
る。

（地方税法の一部改正）

第16条 地税法（昭和25年法律第226号）の一部を次のように改正する。

第72条の4第1項第3号中「新技術開発事業団」の下に、「海外技術協力事業
団」を加える。

（行政管理庁設置法の一部改正）

第17条 行政管理庁設置法（昭和23年法律第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「労働福祉事業団」の下に、「海外技術協力事業団」を加える。

（外務省設置法の一部改正）

第18条 外務省設置法（昭和26年法律第283号）の一部を次のように改正する。

第10条の2中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 海外技術協力事業団を監督すること。

【付 2】

海外技術協力事業団役員名簿

(昭和47年4月現在)

会 長	中 山 素 平
理 事 長	田 付 景 一
専 務 理 事	寺 岡 卓 夫
常 務 理 事	吉 原 平 二 郎
”	中 西 申 一
”	宮 川 国 生
理 事 (非常勤)	永 野 重 雄
”	松 原 与 三 松
”	井 上 五 郎
監 事	野 田 章
”	栗 原 信 雄

【付 3】

受入研修員に関する諸経費一覧 (海外技術協力事業団が受入れる)
(研修員1名当りの基準額である)

項 目	内 容	備 考
渡 航 費	エコノミークラス航空賃	高級技術者はファーストクラス航空賃を支給することもある
滞 在 費	3,300円(1日当り)	但し、3,000円～5,000円の範囲で調整する
支 度 料	10,000円～30,000円	到着時支給。 但し冬期10,000円追加(12/1～2/28)滞在1ヵ月以上)
国 内 旅 費	29,640円(鉄道賃) 22,500円(旅行手当) 1泊につき1,500円	
書 籍 費	5,000円～10,000円	国連、政府一般要請計画を除く。
厚 生 費 (医療費福祉費)	4,000円(1月当り)	医療費は健康保険の診療範囲内、福祉費はレクレエーションその他保険料
研修付帯費(※)	30,000円(1当り) 4月～9月 45,000円(") 10月～3月	①通訳、講師および受入先への謝金、指導員同行旅費、教材費、資材費等 ②事業団が直接研修受入先に支払う。
資 料 別 送 料	別送扱い・10 kg 相当料金	研修資料の送料として来日時支給

※「国連計画、政府一般によって受入れる研修員は、わが国はこの経費のみを負担する。

【付 4】

派遣専門家の給与等一覧 (海外技術協力事業団が派遣する専門家
(センター要員等の給与等である。))

項 目	内 容	備 考
給与(本体)	本俸：175,000円(特級)～ 35,000円(6級)	月額、邦貨、ただし勤務 先から別に支給される場 合、扶養親族がない場 合、および、扶養家族を 全部呼び寄せた場合は支 給しない。
在勤基本手当 家族手当 その他諸手当	在勤基本手当：国別、特級別に 定めた定額 4特級 505ドル 家族手当：配偶者 25/100×(在勤基本手当) 子1人につき 10/100×(在勤基本手当) 住宅手当：相手国より提供ない 場合 25% 提供ある場合 5～15% 語学手当： A級20%×在勤基本手当 B級10%×在勤基本手当 僻地手当： A地15%×在勤基本手当 B地5%×在勤基本手当	月額、米ドル、ただし相 手国で一部を負担する場 合は、その分を控除す る。 在勤手当の40/100を限度 とする。 提供される住宅の程度に より支給する 語学力の程度に応じ支給 する
旅 費	航空賃、日当宿泊料、移転料、 扶養親族移転料、着後手当、支 度料：当事業団規定「技術協力 のために海外に派遣する 専門家のための給与等 に関する基準」により定額 を支給する。	
所属先給与補填	赴任前月の給与を基礎に補填額 を決定し、この金額が専門家に 支払われることを条件に所属先 を通じて支給する。	月額、邦貨、所属先のな い場合は、別に定める。
有 給 休 暇	専門家が任国の承認を得た休暇 については有給休暇とする。	原則として専門家が勤務 する機関の職員に与えら れている有給休暇日数の 範囲とする。
そ の 他	災害補償共済給付等については 別に定める。	

- (注) (1) 長期（1年以上）派遣者に対しては本体、在勤体、現地業務費、航空賃、船賃、鉄道賃、日当、宿泊料、移転料、着後手当、支度料、旅行雑費、また必要に応じて在勤加体、扶養親族移転料を支給する。
- (2) 短期（1年以下）派遣者に対しては、本体、現地業務費、航空賃、船賃、鉄道賃、日当、宿泊料、支度料および旅行雑費を支給する。

【付 5】

国内研修センター施設概要

センター名	所在地	建物の概要	機能	設備の概要	開館
東京インターナショナルセンター	東京都新宿区市カ 谷木村町42番地11 宮 (267)―2311(代)	鉄筋コンク リート造地 下1階、地 上5階	○京浜地区 における 研修員及び 研修員の 諸学研修	居室 276室(291ベッド) 教室 6室 講堂、セミナー室、食堂、娯楽室等	昭39.9
大阪国際研修センター	大阪府茨木市 南春日丘5〜1〜28 宮 0726―(23)―0631 (代)	鉄筋コンク リート造地 上6階(一 部二階)	○京阪神の 重工業及 中小企業 業(電力、 鉄鋼、中 小企業等 を)とし 対象とし たの研修 及び宿	居室 66室 (70ベッド) 教室 4室 講堂、食堂、 研究室等	昭42.4
名古屋国際研修センター	名古屋市千種区 猪高町大字高針 字大廻間4〜691 〜1400 宮 052―(702)―1391 (代)	鉄筋コンク リート造地 地下1階 地上5階	○名古屋近 辺の中京 工業(自動 車、鉄道 等)を対 象とする 研修及び 宿	居室 96室 5教室、食 堂、会議室、 ショールーム 等 語学研究室 図教室講堂 等	昭36.3 昭46.5 新設 移転
三崎国際水産研修センター	神奈川県三浦市 諏訪町10の20 宮 0468―(81)―5201	補強コンク リート造り 2階建2棟 平家建1棟	○沿岸漁業 に関する 技術の研 究と修 養及び宿	居室 29室 教室、食堂、 会議室、実 習室、実習 船3隻	昭36.5
内原国際農業研修センター	茨城県東茨城郡内 原町長田1397の1 宮 0292―(59)―2111 (代)	木造一部 コンクリ ット造 ブロック 等23棟、 室4棟	○農業技術 の修得を し、目的 の研修及 び宿	居室 54室 教室、食堂、 実習室、実 験室、各種 作業室、付 属農具場(水 田を含む)	昭36.5

【付 6】

海外事務所一覧

バンコク海外事務所

C/O Embassy of Japan 1674, New Petchburi Road, Bangkok Thailand

ニューデリー海外事務所

C/O Embassy of Japan 50-G, Chanakyapuri, New Delhi, India

マニラ海外事務所

C/O Embassy of Japan 3rd Floor, Sikatuna Building No. 6762, Ayala Avenue, Makati Rizal, Philippines

ジャカルタ海外事務所

C/O Embassy of Japan, 24, Djalan Thamrin, Djakarta, Indonesia

シンガポール海外事務所

C/O Embassy of Japan 16, Nassim Road, Singapore 10, Singapore

ナイロビ海外事務所

C/O Embssy of Japan Bank of India Building, Kenyatta Avenue, Nairobi, Kenya

サイゴン海外事務所

A/S Ambassada du Japon No 13, Boulevard, Nguyen-Hue, Saigon, Vietnam

プノンペン海外事務所

A/S Ambassada de Japon No 4, Phlaur Barang Phnom-Penh, Canbodge (閉鎖中)

ダッカ海外事務所

C/O Consulate-General of Japan Shantinagar, Dacca, 2 Bengel Desh (閉鎖中)

テヘラン海外事務所

C/O Embassy of Japan,
41/n35 mas, venne Saba, Shomali No.53 Tehran, Iran
(Po Box No. 2165)

【付 7】

賛助会員名簿

(昭和47年6月現在)

鐘 淵 紡 績	日 清 製 粉	クミアイ化学工業
日本漁網船具	明 治 製 業	大日本インキ化学工業
帝國産業	明 治 乳 業	スワソ万年筆
森下製網所	雪 印 乳 業	小 川 香 料
日 東 製 網	大 洋 漁 業	花 玉 石 輪
桃 井 製 網	日 本 水 産	品 川 白 煉 瓦
王子製紙	日 魯 漁 業	日 本 碍 子
国際電信電話	日 本 冷 蔵	日本特殊陶業
日本電信電話公社	海 外 漁 業	日 本 販 硝 子
日 本 航 空	林 兼 水 産 工 業	日 本 硝 子
ヴェリグ航空	昭 和 電 工	ブリジストンタイヤ
日 本 郵 船	日 産 化 学 工 業	住 友 ゴ ム 工 業
大阪商船三井船舶	三 井 東 庄 化 学	日 本 鋳 業
ジャパンライン	日 本 合 同 肥 料	住 友 金 属 鋳 山
山下新日本汽船	東 洋 曹 達 工 業	古 河 鋳 業
川 崎 汽 船	三 共	同 和 鋳 業
昭和海運	武 田 薬 品 工 業	三 井 鋳 山
東京船舶	塩 野 義 製 業	北 海 道 炭 礦 汽 船
大 日 本 製 糖	エ ー ザ イ	三 菱 鋳 業
明治製糖	第 一 製 業	日 鉄 鋳 業
日本農産工業	ミ ド リ 十 字	日 窒 鋳 業
キャッコーマン醤油	北 興 化 学 工 業	石 原 産 業
味の素	日 本 農 業	東 邦 亜 鉛

海外鉦物資源開發
 スラウエンニッケル
 開發協力
 日本石油
 三菱石油
 出光興産
 興産石油
 シェル石油
 日本揮発油
 インドネシア石油
 開發協力
 新日本製鉄
 日本鋼管
 神戸製鋼所
 住友金属工業
 川崎製鉄
 住友軽金属工業
 古河電気工業
 日立製作所
 三菱電機
 松下電器産業
 三洋電機
 明電舎
 神鋼電機
 日本電気
 富士通
 沖電気工業
 岩崎通信機
 日本無線

安立電気
 国際電気
 光電製作所
 古野電気
 海上電気
 大洋電気
 芝電機
 新電元工業
 日本信号
 京三製作所
 服部時計店
 東京機械製作所
 新東工業
 小松製作所
 久保田鉄工
 協和農機
 井関農機
 共立農機
 高北農機
 百光農機
 丸山製作所
 松山
 佐竹製作所
 中央貿易
 初田工業
 協和農機
 東西産業貿易

ワシノ機械
 牧野フライス製作所
 豊田自動織機製作所
 酒井重工業
 日本橋梁
 日本精工
 東洋ベアリング製造
 光洋精工
 島津製作所
 日立レントゲン販売
 東芝放射線
 日本充電工業
 富士平工業
 昭和電線電纜
 大日日本電線
 日立電気線
 藤倉電線
 荏原製作所
 西島製作所
 電業社機械製作所
 宇野沢組鉄工所
 千代田化工建設
 阪神内燃機工業
 三井精機工業
 前川製作所
 木下工業
 京都機械

大島鉄工所	鹿島建設	国土総合開発
鉦研試錐工業	大林組	三井不動産
利根ボーリング	大成海外建設	久保田建設
日立造船	清水建設	栗田工業
三菱重工業	熊谷組	日本工営
石川島播磨重工業	前田建設工業	東洋エンジニアリング
川崎重工業	飛鳥建設	八千代 エンジニアリング
日本ウジミナス	東急建設	日本水道 コンサルタント
東洋運搬機	フジタ工業	東光コンサルタンツ
トヨタ自動車工業	竹中工務店	日本港湾 コンサルタント
いすゞ自動車	住友建設	日本通信協力
東洋工業	銭高組	日本特殊土木工業
ダイハツ工業	戸田建設	建設技術研究所
富士重工業	三井建設	パンフィック コンサルタンツ
ヤンマーディーゼル	佐藤工業	中央開発
電源開発	安藤建設	東京設計事務所
東京電力	大豊建設	日本建設 コンサルタント
中部電力	鉄道建設	日本物理探鉱
関西電力	北野建設	三祐コンサルタンツ
北陸電力	青木建設	インターナショナル 日本農業土木 コンサルタンツ
東北電力	日本国土開発	新日本技術 コンサルタンツ
北海道電力	日本錦道	日本技術開発
九州電力	五洋建設	日本交通技術
中国電力	東亜港湾工業	電気技術開発
四国電力	佐伯建設工業	明治コンサルタント
間組	大都工業	梶谷調査工事
西松建設	臨海土木工業所	富士コンサルタンツ

三井共同建設
コンサルタント
 橋梁設計事務所
 内外コンサルタント
セントラル
コンサルタント
 構造計画
コンサルタント
 日本海外
コンサルタント
 アジア航測
 国際航業
 三菱商事
 三井物産
 丸紅飯田
 伊藤忠商事
 野村貿易
 住友商事
 日綿実業
 東洋綿花
 日商岩井
 安宅産業
 兼松江商
ユニコ
インターナショナル
 豊田通商
 東食
 極東貿易
 明治商事
 守谷商会
 日製産業
 鍛冶田商会

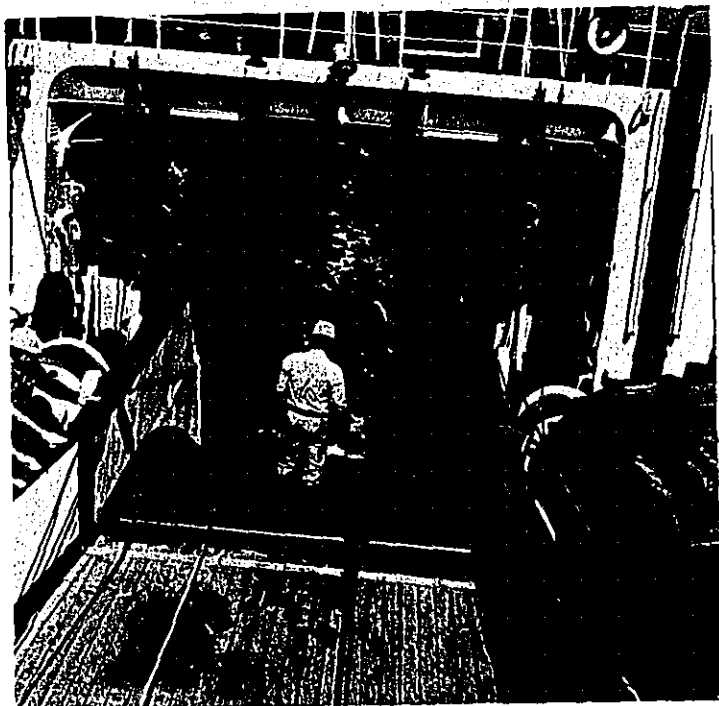
南洋物産
 大南公司
 入丸産業
 メルバブ貿易
 組合貿易
 トリオ商事
 八木商店
 西沢
 トヨタ自動車販売
 海外貨物検査
 川島義一商店
 日本輸出入銀行
 海外経済協力基金
 月本銀行
 東京銀行
 住友銀行
 三井銀行
 三菱銀行
 富士銀行
 大和銀行
 三和銀行
 東海銀行
 協和銀行
 第一勧銀
 北海道拓殖銀行
 日本長期信託銀行
 日本不動産銀行

信託協会
 農林中央金庫
 商工組合中央金庫
 日産農林工業
 三井農林
 住友林業
 カリマンタン
森林開発協力
 大丸
 松屋
 東急百貨店
 伊勢丹
 高島屋
 西武百貨店
 阪急百貨店
 東京会館
 丸ノ内ホテル
 文唱堂印刷所
 日本農林企画協会
 東洋工業商会
 第一貿易商会
 日本物産検査協会
 日本電気協会
 海外電気通信協力会
 電気通信協会
 日本船主協会
 日本乳製品協会
 国際食糧農業協会

日本硫安工業協會	日本林業技術協會	電力中央研究所
日本石炭協會	全日本初生雜糧別協會	日本水道協會
海外鐵物資源 開發協力會	日本電線工業會	全國相互銀行協會
日本鉄網連盟	日本電氣計測器工業會	拓大海外事情研究所
塩安肥料協會	陸用内燃機関協會	國民經濟研究協會
日本機械輸出組合	日本船舶輸出組合	耐火煉瓦協會
日本工作機械工業會	日本鉄道車輛工業協會	日本建設業団体連合會
日本製造品輸出協議會	日本鉄道車輛輸出組合	日本損害保險協會
日本建設機械化協會	海外鉄道技術協力協會	生命保險協會
日本農業機械工業會	海外電力調査會	



内原センターに於ける研修風景



東南アジア漁業センター(タイ)での実習風景



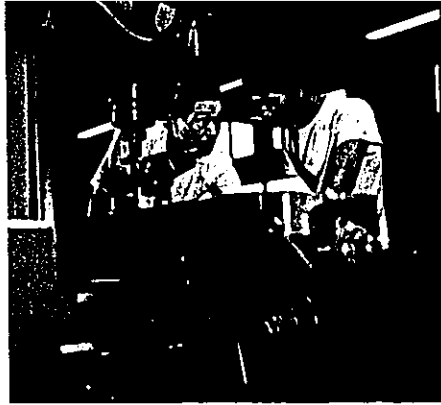
インドネシアに於けるメイズ増産に協力する専門家



ラジオ組立指導中の日本青年海外協力隊(マレーシア)



マレーシアで協力している日本青年海外協力隊員



原型生産訓練センター(シンガポール)
で指導中の派遣専門家

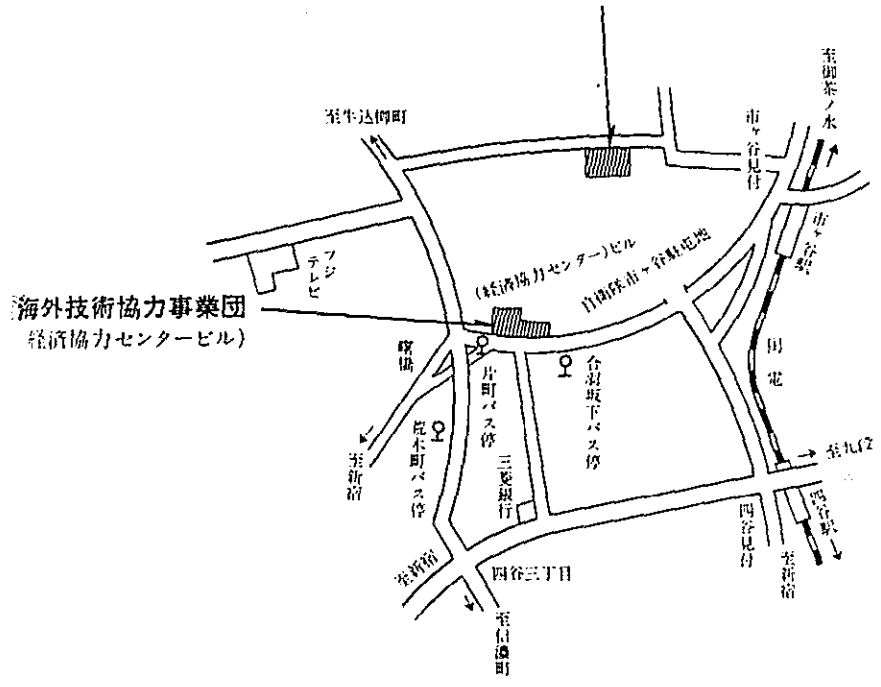


デーワフワ地区(セイロン)に於ける農業協力



アフガニスタン国立病院で
活躍中の医療専門家

東京インターナショナルセンター(TIC)
☎ 267-2311



- 国電 四谷駅下車
- 地下鉄 四谷三丁目下車
- バス 東京駅丸の内北口から大久保行
合羽坂下下車
新宿駅西口から浅草公園行
片町下車
渋谷駅から早大正門行
荒木町下車

東京都新宿区市ヶ谷本村町42
海外技術協力事業団
 ☎ (353) 2171 (大代表)
 〒 162

